

ニカラグア政府発行のワクチン接種証明書保持者に対する本邦入国後の待機期間

- 2021年11月12日午前0時以降、ニカラグア政府発行の「所定のワクチン接種証明書」を保持する方については、入国後14日目までの自宅等での待機期間中、入国後10日目以降に改めて自主的に受けた検査（PCR検査又は抗原定量検査）の陰性の結果を厚生労働省に届け出ることにより、残りの期間の自宅等での待機を求めないこととなりました。

※「所定のワクチン接種証明」について

次の外務省サイト「海外から日本への入国に際し有効と認めるワクチン接種証明書」をご確認下さい。（ワクチン名/メーカー、接種回数等によっては有効と認められない場合もあります。）

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificate_to_Japan.html

- ※ 検疫時に、ワクチン接種証明書を提示する際は、必ず同証明書の「Cedula」欄に記載された番号を示す身分証明書と共に提示して下さい。
- ※ 待機期間の短縮の措置をご希望される場合は、「ニカラグア政府発行のワクチン接種証明書」および「同翻訳（日本語又は英語）」を用意して下さい。

- 日本に入国・帰国する際は、国籍を問わず、引き続きPCR検査の陰性結果の提示が必要です（ワクチン接種証明書を保持していても必要です）。

本文

- 1 ニカラグア政府が発行した所定のワクチン接種証明書が、外務省及び厚生労働省にて有効と確認されました。
- 2 これを受け、2021年11月12日午前0時以降、ニカラグア政府が発行するワクチン接種証明書を保持する方については、入国後14日目までの自宅等での待機期間中、入国後10日目以降に改めて自主的に受けた検査（PCR検査又は抗原定量検査）の陰性の結果を厚生労働省（入国者健康確認センター）に、MySOSアプリ（入国時インストールが求められるアプリケーション）を利用して届け出ることにより、残りの期間の自宅等での待機を求めないこととなりました。
- 3 海外から日本への入国に際し有効と認めるワクチン接種証明書（接種時期、ワクチン名、メーカー、接種回数等の詳細については、次の外務省サイトをご確認下さい。
https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificate_to_Japan.html
- 4 検疫時に、ワクチン接種証明書を提示する際は、必ず同証明書の「Cedula」欄に記載された番号を示す身分証明書と共に提示して下さい。
- 5 待機期間の短縮の措置をご希望される場合は、「ニカラグア政府発行のワクチン接種証明書」および「同翻訳（日本語又は英語）」を用意して下さい。
- 6 日本上陸前14日以内にニカラグアに滞在歴がある外国人は、当分の間、「特段の事情」

がない限り、上陸拒否（入国査証発給の一時停止）の規制が継続しています。

関連サイト：https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

- 7 日本に入国・帰国する際は、国籍を問わず、引き続き PCR 検査の陰性結果の提示が必要です（ワクチン接種証明書を保持していても必要です）。

厚生労働省 HP 関連サイト：水際対策に係る新たな措置について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html